

### 【利益相反について】

製造販売後調査を担当する医師が、本調査を依頼している製薬会社から常識を逸脱した金銭をはじめとする利益を得ていた場合に、調査の結果を科学的かつ客観的に評価することが難しくなることが危惧されます。そのため調査の実施にあたっては、製造販売後調査の担当医師は「利益相反自己申告書」を提出し、事前に「鳥取大学医学部 臨床研究利益相反審査委員会」にて審査・承認を得ております。

本調査に必要な資金は鳥取大学と調査を依頼している製薬会社との間で契約されており、本調査の信頼性を損ねるような金銭授受は一切存在しません。